

【現状と課題】

- ・保護者からの暴力、ネグレクトなどの困難を抱えた家庭等に対しては、児童虐待を発見しやすい立場にいる学校をはじめとする関係機関と児童相談所や市町村が緊密に連携し、早期発見・早期対応を行うことが重要。
- ・そのために、「児童虐待防止対策の抜本的強化」等について着実に実施できるとともに努めていくことが必要。
- ・加えて、現場の実情を十分に認識・共有する機会が十分ではないことから、平時から人事交流を行い、教職員が児童相談所職員や人事交流経験者等から児童相談所における児童虐待対応について学ぶ機会を設けることも必要。

【事例：東京都（足立区皿沼小学校）の取組】

- ・学校が児童相談所やこども支援センターに通告する前の段階として、スクールソーシャルワーカーが入って、ケース会議や保護者指導、家庭訪問等を実施。
- ・課題を抱える児童に関する情報共有を実施。

## 事例 東京都(足立区立皿沼小学校)の取組

### 【取組概要】

- 課題を抱える児童に対する取組としてケース会議や保護者指導、家庭訪問等を実施。
- 課題を抱える児童に関する情報共有を実施。

### 【取組の具体的内容】

- 毎週1回、管理職を含めた全教職員で、気になる児童に関する情報共有を行っている。また、長期休暇や学年が変わる際には、写真入りで、気になる児童についての情報をとりまとめて共有し、情報を漏れなく引き継いでいる。
- 学校が児童相談所や子ども支援センターに通告する前の段階として、スクールソーシャルワーカーが入って、ケース会議や保護者指導、家庭訪問等を行っている。
- 虐待の疑われる事案に対する上記の取組によって、教員の対応能力向上を図っている。

### 【取組から得られる示唆】

- 児童相談所と学校との役割分担について、双方の強みや児童・保護者との距離感、児童・保護者にとっての助言や援助の受け入れやすさ等の観点から検討し、相互に共有することが重要。
- 児童相談所と学校双方の間での顔の見える関係、コミュニケーションの取りやすい関係構築が重要。

## 母子保健等と学校保健の連携強化について

## 課題：母子保健と学校保健の効果的な情報共有のあり方

### 【現状と課題】

- ・学校保健分野の健康情報については、幼稚園（保育園を除く）から大学までは進学及び転学の際に情報を連携することが法令上規定されており、詳細な情報については、保護者の同意を得たうえで前所属先に照会を行っている。
- ・一方、乳幼児健診や訪問等で把握した健康情報について、利活用の方法も含め、母子保健分野から学校保健分野への効果的な情報共有体制が構築されていない。

### 【事例①：三重県名張市の取組】

各保育所等において、具体的な支援方法を記載した「支援の移行シート」を作成し、これまでの保育所等における支援内容を小学校に引き継いでいる。就学後も定期的な巡回を行うことで、適切に支援が引き継がれているかの確認と、必要時に関係機関との連携を取ることができる。

### 【事例②：福岡県宗像市の取組】

乳児期から就学前までの母子保健事業（各種健診や訪問等）に加え、発達支援センターでの関わりや保育所等での様子を含めた情報に基づいて就学時健診を行い、各小学校と合同カンファレンスを実施。各種健診情報に基づいて就学前に各小学校と情報共有を行うことで、就学後、より綿密なフォローが可能となる。



# 取組事例①：三重県名張市

## 【取組概要】

保育所等で加配保育士対応で支援している児等については、名張市個別乳幼児特別支援事業の中で、平成19年度より支援計画を策定・支援しており、平成20年度入学児より「個別の就学支援ファイル」による情報提供を行っている。さらに、平成24年度から5歳児健康診査を開始したが、支援が必要とされた児が小学校入学となる平成26年度入学児より「支援の移行シート」を作成し、保育所等での関わりを学校に情報提供する仕組みを構築した。「支援の移行シート」「個別の就学支援ファイル」により、就学前の健康情報や子どもの特性に応じた具体的な支援が引き継がれるとともに、「シート等の作成にあたっては保護者も内容を確認することにより、学校、保育所等と保護者が同じ認識を持つことができる。「支援の移行シート」の活用件数は平成26年度入学児は27人であったが、平成28年度入学児は118人であり、情報共有・連携する件数が増加している。

## 【取組の具体的内容】

乳幼児健康診査  
(1.6歳・3歳)

5歳児健康診査  
(年中児)

保育所等巡回  
(年長児)

就学時健診・  
就学前の情報共有

小学校・中学校  
定期巡回

母子保健部門

小学校・教育委員会

発達支援部門

※赤囲み部分が主な連携事例

・母子保健法に基づく乳幼児健康診査を実施し、発達に支援が必要な児及びその保護者に対するフォローアップ教室を実施。

・3歳児健康診査では気づきにくい社会性の発達や集団生活における困難感が出てくる時期であるため、子どもの発育発達の確認や、育児支援のため発達支援部門が実施主体となり5歳児健康診査を実施。

・就学に向けて、保健師、保育士、教員、心理職が巡回し、5歳児健康診査後の子どもの様子を確認・情報共有するとともに、就学時に引き継ぎが必要な児について、最終確認を行う。

・各保育所等が「支援の移行シート」に児の基本的な情報に加え、具体的な支援に必要な手立て(好きなこと・得意なこと。嫌いなこと・苦手なこと、それに対する配慮。コミュニケーションとそれに対する配慮。予想される就学後の姿、支援の必要な場面と支援の方法、保護者の願い等)を記載し、これまでの保育所等における支援の内容を学校へ引き継ぐ。

・記載された内容は保護者にも確認してもらうため、保護者と保育所・学校が課題認識を同じくすることができる。「支援の移行シート」の記載にあたっては、各保育所等が行い、子ども発達支援センター職員(保健師、教員、保育士、心理職)も確認する。

・特別支援学級・特別支援学校入学児等については「個別の就学支援ファイル」にて引き継ぐ。

・子ども発達支援センターが各小学校の1年生及び個別乳幼児特別支援事業の1,2年生を巡回し、子どもの様子の確認と、「支援の移行シート」等について、担任やコーディネーター教員に聞き取りを行う。

・子ども発達支援センターが中学校を年1回巡回し、子どもの様子を確認している。

## 取組事例②：福岡県宗像市

### 【取組概要】

平成16年度から乳幼児健康診査を通じた発達障害等の早期発見・早期支援に取り組む中で、母子保健のみでなく、保育所等や学校との連携を推進する必要性が生じた。

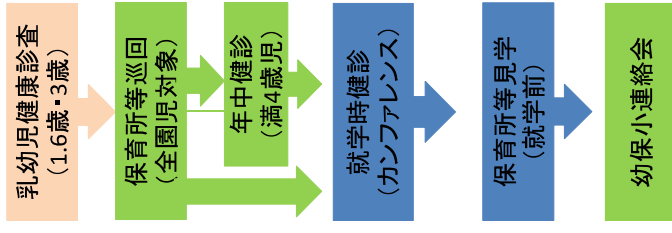
乳児期から就学前の母子保健事業（各種健診、訪問等）に加え、発達支援センターでの関わりや保育所等での様子を含めた情報に基づいて就学時健診を行うとともに、各学校教員、教育委員会、母子保健担当、発達支援センターが合同でカンファレンスを実施し、支援が必要なお見について、就学予定の学校へ情報提供を行っている。

就学予定の学校は、情報に基づき就学前に保育所等へ訪問することにより、より具体的な支援について事前に保育所等と相談することができ、就学後の子どもと家庭の支援に役立っている。

各種健診情報等に基づいて就学前に母子保健、保育所等、発達支援センター、各小学校が情報共有・連携を行うことで、就学後に、切れ目のない支援が可能となる。連携件数は年々増加しており、平成28年度は実350件、延2,500件となっている。

また、保育所等と学校が保幼小連絡会（年1回）を開催し、全ての児についての情報共有を行っている。

### 【取組の具体的内容】



母子保健部門

小学校・教育委員会

発達支援部門

※赤囲み部分が主な連携事例

・母子保健法に基づく乳幼児健康診査の実施、及び発達に支援が必要な児及びその保護者に対するフォローアップ教室を実施。

・保育所等との情報共有・連携が重要であることから、保育士等の支援を目的に、全ての就園児を対象として各保育所等の巡回相談を実施。

・就学時健診までの空白を埋め、子どもの健康増進や社会性、成長発達の確認、育児支援の推進の充実が目的。医師会と保育所・幼稚園連盟、行政が一体となって実施。

・母子保健事業（各種健診、訪問等）の結果をはじめ、母子保健部門、発達支援センターや保育所等での様子を含めた健康情報や支援状況について情報提供。

・就学時健診後のカンファレンスでは、母子保健部門、教育部門、発達支援センター職員により就学後に支援の必要な児についてリストアップを行い、就学予定先の小学校と情報共有を行う。

・就学時健診後のカンファレンスで作成されたリストをもとに、発達支援センターと就学予定の校長や特別支援コーディネーター、養護教諭が保育所等を巡回し、子どもの様子を確認するとともに、保育士等と具体的な支援内容について情報交換。

・保育所所管課が開催する「幼保小連絡会」（概ね年1回）において、全ての児に対する情報共有を行う。

・就学後も発達の評価が必要な場合等、学校、母子保健部門、発達支援センターが連携して支援を実施。

## 課題：生活保護受給世帯の子どもの健康管理における教育機関との連携のあり方

### 【現状と課題】

- ・生活保護受給世帯の児童・生徒のなかには、学校健診で医療機関への受診を勧告されたにも関わらず、医療機関を受診していない者がいる。
- ・一部の自治体においては、医療機関の受診が確認されない児童・生徒の世帯に対して、福祉事務所のケースワーカーが、家庭訪問等により生活状況を確認のうえ、受診するよう指導しており、なかにはネグレクト等が疑われるケースがあった。
- ・ただし、現状、学校健診後の受診状況について、多くの自治体においては、個人情報保護の観点からも、教育現場と福祉事務所の間で、情報共有※されていない。
- ※情報共有には、県の福祉事務所と、市町村の教育委員会といった、異なる行政区域の部局間も想定される。

### 【事例：広島県福山市の取組】

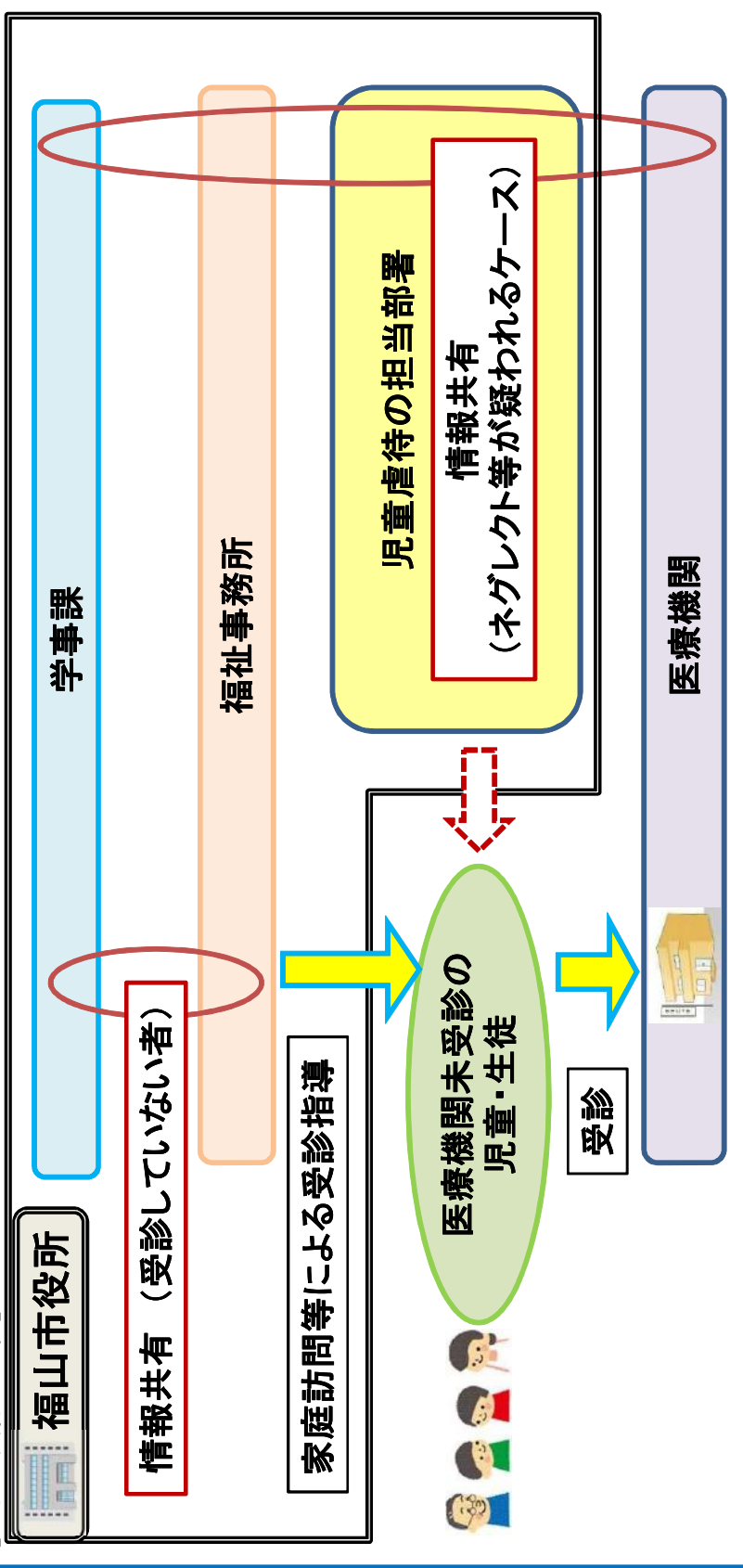
- ・福山市の福祉事務所は、学校健診で医療機関への受診を勧告されたにも関わらず、医療機関を受診していない生活保護受給世帯の児童・生徒を把握するため、同市の学事課と以下の者のリストを共有している。
  - (1) 学校保健安全法に基づき、就学援助に係る医療券を発行した者
  - (2) 医療機関からの診療報酬請求に対して支払いがなされた者（通院し治療が完了した者）
- ・受診が確認されない児童・生徒の世帯に対して、福祉事務所のケースワーカーが、電話や家庭訪問による生活状況等の確認を行い、本人と保護者に医療機関を受診するよう指導している。
- ・ネグレクト等が疑われた場合は、自立支援担当の部署が関係各部署と情報共有しながら対応している。

## 取組事例：広島県福山市

### 【取組概要】

- 福山市の福祉事務所は、学校健診で医療機関への受診を勧告されたにも関わらず、医療機関を受診していない生活保護受給世帯の児童・生徒を把握するため、同市の学事課と以下の者のリストを共有している。
  - ① 学校保健安全法に基づき、就学援助に係る医療券を発行した者
  - ② 医療機関からの診療報酬請求に対して支払いがなされた者（通院し、治療が完了した者）
- 受診が確認されない児童・生徒の世帯に対して、福祉事務所のケースワーカーが、電話や家庭訪問による生活状況等の確認を行い、本人と保護者に医療機関を受診するよう指導している。
- ネグレクト等が疑われた場合は、自立支援担当の部署が関係各部署と情報共有しながら対応している。

### 【取組の具体的内容】



## 障害を持った児童生徒に対する支援について



## 福祉機関の専門的知見を活用し、教員の専門性向上を図った事例(大阪府高槻市)

### 取組概要

社会福祉法人の職員から、福祉の専門家として指導・助言を受けると、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図るとともに、指導的立場に立つ教員を養成し、市における教員の専門性向上の仕組みを構築した。

### 課題認識

発達障害のある児童生徒の在籍が増える中、教員の障害に対する理解や対応が不十分であり、また、理解促進のためには、講義等による研修だけではなく、実技やOJT形式での指導を行うことが望ましいのではないかと、この認識。

### 課題を克服するための実践

■福祉機関の専門性を活用した教員の育成(H14年～)

- ・社会福祉法人職員による学校の巡回指導・相談の実施。
- ・「リーダーズ研修」の実施。
- ① 自閉症の理解等の講義、自閉症の特性に応じた自立課題作成のための実技研修の実施。
- ② 発達検査(スクリーニング)の基礎の取得。
- ・個別の教育支援計画の作成に関する研修の実施。

↑指導的立場に立つ教員の育成



(テーマ別研修の様子)

■リーディングチームの立ち上げ(H15年～)

**リーディングチーム**：専門性のある教員(特別支援学級担任、通級による指導の担任)によるチーム

- ・学校からの依頼を受けて当該校を訪問し、指導する。
- ・通常の学級や特別支援学級の指導・支援について、教員に対し指導・助言を行う。

→リーディングチームによる教育相談を通して、児童生徒を見る視点や実態把握の方法など教員のスキルアップを図った。

■リーディングチームの具体的な取組み

- ・テーマ別研修の開催  
リーディングチームと有識者が教員に対して研修を実施し、実践的指導方法を身につけ、専門性や指導力の向上を図る。
- ・療育の専門家との巡回指導  
リーディングチームと療育の専門家が、学校を巡回し、教員等に対して、指導・助言等を行うことで、発達障害のある児童生徒に対する支援の充実を図る。



巡回指導による助言等を反映した取組例  
〔 立って靴を履くために、手を置く位置の目安を設置 〕

# 学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例（鹿児島県霧島市）

## 取組概要

教育・福祉関係者の合同研修の実施や、学校と放課後等デイサービス等障害児通所支援事業所（以下、放デイという。）の情報交換会の開催など、分野を超えた関係作りを進め、学校と放デイが年間を通して児童生徒を協働で支援する体制を構築する実践研究を行った。  
 ※文部科学省委託事業：放課後等福祉連携支援事業（期間：平成29-30年度）

## 課題認識

従来、小・中学校における発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援については、特別支援学校の巡回相談等を活用して充実を図っていたが、児童生徒への支援が多岐にわたり、また、特別支援学級の増加により十分な経験のない教員が担当となるケースが出てきている状況を踏まえ、福祉機関との連携により、専門的な立場からの指導・助言を得ながら支援の充実を図っていく必要がある。

## 課題を克服するための実践

### 関係作りの場の設定の工夫

- ・発達障害についての職員の理解を促すため「教育・福祉合同職員研修」（年4回）を実施し、学校の教員が福祉の専門家から学べる機会を設けるとともに、**合同研修会の後に、学校と放デイの情報共有の機会を設定。**
- ・小・中学校の教員及び放デイの職員の多くが参加する「講演会・実践報告会」（年1回）を開催し、**報告会の後に、「学校・放デイ・相談支援事業所等との情報交換会」を設定。**

※「学校・放デイ・相談支援事業所等との情報交換会」

：相談支援事業所が、学校と放デイ、保護者との連絡調整の役割を担う。

（情報交換会開催までの流れ）

- ①学校・放デイは、それぞれ保護者と教育相談等を実施し、情報交換会の実施について保護者の同意を得た上で、情報交換申込用紙（様式A）を相談支援事業所に提出する。
- ②相談支援事業所は、学校、放デイ、保護者と連絡を取り、情報交換会の日程調整を行う。
- ③情報交換会の実施（双方の個別の教育支援計画、個別の指導計画を持ち寄る）
- ④情報交換会を踏まえて決定した役割、指導、支援の方向性について、学校・放デイより保護者に共有する。（様式B）

→研修など、関係者が集まる機会に合わせて情報交換の場を設けることで、別途日程調整する負担を削減した。

### 学校と放デイとの連携会議の実施（研究事業実施校：霧島市立国分西小）

- ・夏季休業中に、複数の事業所と同一日に実施し、複数の事業所を利用している児童生徒について、同時に話し合いができるように実施

（連携会議の様子）



# 医療的ケア児への支援における 多分野の連携強化について



## 地域の医療機関との連携の下、医療的ケアの体制を構築した例（愛知県刈谷市）

刈谷市教育委員会と地域の病院（医療法人豊田会刈谷豊田総合病院）が協定を結び、市立刈谷特別支援学校における医療的ケアの体制（出向による看護師の配置や指導医の委嘱など）を構築

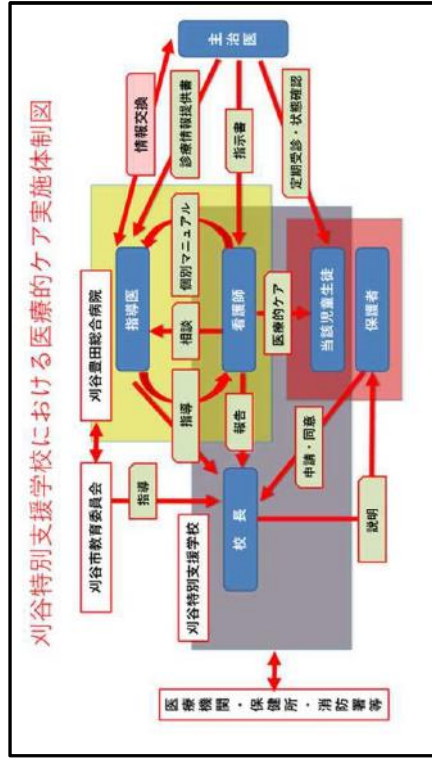
### （1）出向による看護師の配置

⇒ 医ケア児11名(H30)に対して、3名の看護師（管理職1名、常勤1名、非常勤1名）が出向

### （2）医療的ケア指導医と主治医、学校の連携

⇒ 指導医が勤務する病院と、看護師の出向元の病院が同じであることから、保護者が医療的ケアの申請に当たって、指導医の受診をする際、医療的ケアを行うことになる看護師が同席可能。

また、主治医による看護師への指導や事前研修のほか、医療的ケアの試行期間の設定が省略できる。



### 刈谷市における申請手続きの流れ

- ① 保護者への事前説明（学校）
- ② 指示書を添えて校長に申請（保護者）
- ③ 指導医への受診（保護者）
- ④ 個別マニュアルの作成（学校・看護師）
- ⑤ 校内委員会で協議（校長）
- ⑥ 実施の可否決定の保護者への通知（校長）
- ⑦ 校長への同意書の提出（保護者）
- ⑧ 医療的ケアの実施

### 【学校における医療的ケアに関する基本的な考え方】

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。また、各学校においては、看護師等を中心に教職員等が連携して医療的ケアに当たること。

「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知）

## 教育委員会において医療的ケア児に関する総合的な管理体制の構築に取り組んだ例（岡山県）

**岡山県教育委員会においては、総合的な管理体制を構築するため、学識・医療・保健・福祉・教育等の関係者を委員とした運営協議会を設置し、全県的な視点で特別支援学校における医療的ケアの在り方を検討。⇒平成30年度は人工呼吸器使用児童生徒への対応などについて協議**

### 【所管事項】

- (1) 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育対応に関すること
- (2) 医療・保健・福祉関係機関との連携に関すること
- (3) 医療的ケアの実施に係る校内体制の在り方に関すること
- (4) 特別支援学校における日常的・応急的対応の範囲に関すること
- (5) 看護師及び教員に対する医療的ケアの実施に係る研修の在り方に関すること
- (6) その他特別支援学校における医療的ケアの実施体制の整備に関すること

### 【構成メンバー(H30)】

学識経験者	1名	(大学教授)
医療関係者	5名	(県医師会、県看護協会など)
保健福祉関係者	1名	(県保健福祉部)
教育関係者	2名	(県教育委員会)
保護者	1名	
学校関係者	7名	(特別支援学校の校長・養護教諭)

### ＜平成30年度の開催状況＞

#### (第1回) 6月25日

- ・ 特別支援学校における医療的ケア実施の状況報告
- ・ 人工呼吸器使用児童生徒への対応
- ・ 気管カニューレ事故抜去時の対応

#### (第2回) 2月18日

- ・ アクシデント報告と対応の評価
- ・ 人工呼吸器使用児童生徒の通学受入ガイドライン(案)の検討
- ・ 気管カニューレ事故抜去時の対応に関するガイドライン(案)の検討

### 【教育委員会における管理体制の在り方】

- ② 総合的な管理体制を構築するに当たっては、教育のみならず医療や福祉などの知見が不可欠であることから、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会(以下「医療的ケア運営協議会」という。)を設置すること。
- ③ 医療的ケア運営協議会の運営に当たっては、地域の医師会や看護団体などの協力を得て、小児医療や在宅医療における医療的ケアに精通し、学校の環境等にも理解のある医師や看護師等から指導や助言を得たり、構成員に加えたりするなど、医学的な視点が十分に踏まえらるよう留意すること。(略)

「学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知)

## その他参考事例



# 教育と福祉の融合

第11回子供の貧困対策に関する有識者会議（平成31年3月15日）大阪府策面市提出資料より抜粋

箕面市では、平成17年、平成28年、平成30年の3度にわたり、組織を改編しました。そのねらいは、市長部局と教育委員会に分かれていた**子ども関連の施策を教育委員会に一元化する**ことです。（幼稚園・小中学校が教育委員会固有の事務のため、市長部局への一元化はできない。一元化が可能なのは教育委員会のみ。）

平成17年4月

**保育所、子育て支援センター、児童手当業務**を市長部局から教育委員会に移管。

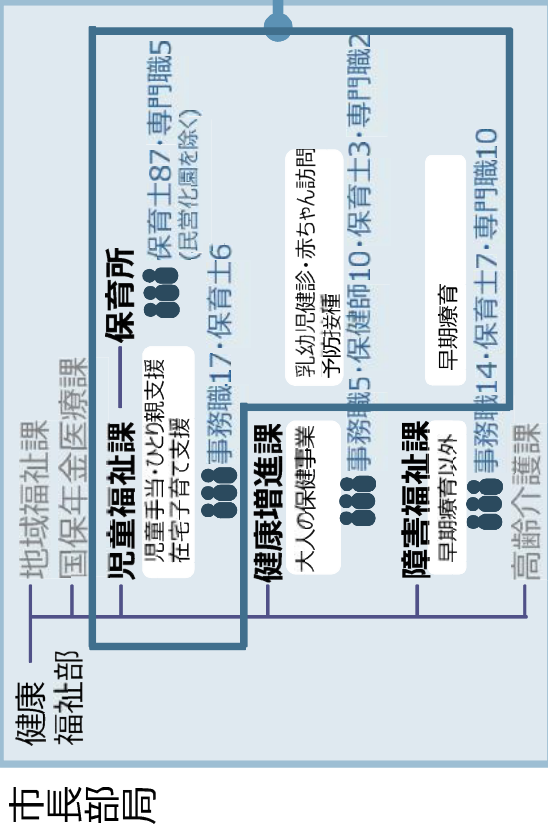
平成28年4月

教委に「子どもすこやか室」を設置、**母子保健事業**を市長部局から教育委員会に移管。

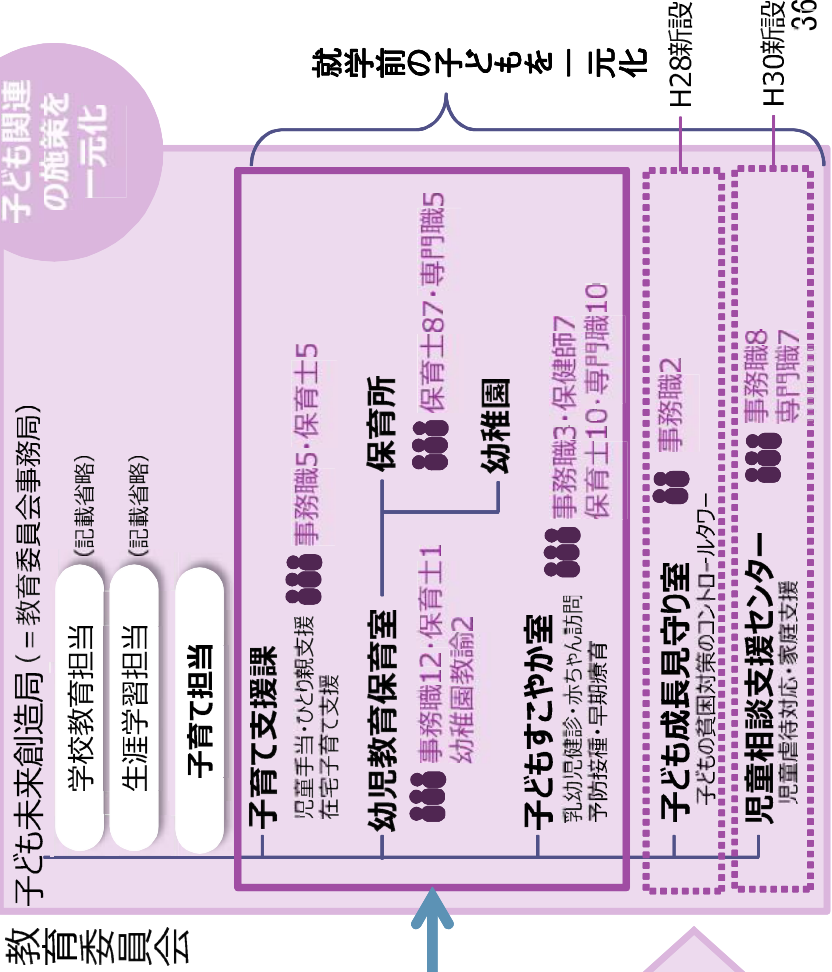
平成30年4月

児童虐待に特化した組織「児童相談支援センター」を創設、教育委員会の子育て担当部門に位置付け。

## 平成16年度（当時）



## 平成30年度（現在）





# 教育と福祉の融合の効果

市長部局と教育委員会に分かれていた子ども関連の事業を教育委員会に集めたことにより、これまで断絶していた教育と福祉の世界が「子ども」をキーに融合し、子育て支援と母子保健の融合が進んでいます。

「就学前の子ども」を一元化したことで、すべての0～5歳児を教育委員会で一元的に見る体制へ

幼稚園  
2,887人

保育所  
2,542人

在宅保育  
2,413人

= 7,842人

## 乳幼児健診を子育て支援の場に

1歳6か月健診は、94%の子どもが一堂に集まる場です。これまで保健師だけで運営してきた健診を、企画段階から保育士も関わり、ともに実施しています。



保育士が接触機会を持てた在宅子育て中の親子の数

子育て支援センターに自ら来ていた親子のみ → 1歳6か月健診に来る親子すべて (受診率 94%)

能動的に出かけてくる人だけでなく、在宅子育ても含めてほとんどすべての親子に接触機会が持てる

健診の場で行う子育て支援

- \* 子どもの年齢に応じた親子遊びの紹介
- \* 親子の関わり方や育児負担の軽減のアドバイス
- \* 子育てひろばなど、子育て支援の場への誘い掛け

## 子育て支援に母子保健の目を

子育て支援センターや子育てひろばは、これまで保育士を中心に開催していましたが、現在は保健師がともに実施しています。



保健師が子育て支援の場で接することができた親子の数

約1,080組/年

子育てひろばで行う母子保健

- \* 子どもの健康相談、発達相談
- \* 保健師による子どもの体のチェックや身長・体重測定
- \* 熱中症対策やインフルエンザ予防などの健康教育

高度な専門的知見を持つ保健師などの専門職が、健康・福祉の領域にとどまらず、子育て支援全般に力を発揮できる

## 2 子どもの貧困対策を「教育大綱」に位置付け

教育大綱は、平成27年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、法定で地方公共団体が策定することとされたもの。地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、**首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り**、その目標や施策の根本となる方針として首長が定めます。

箕面市教育大綱には、初年度から「貧困の連鎖の根絶」を位置づけており、組織としての重点事項であることを明確化しました。

### 箕面市教育大綱2018

#### 1. 貧困の連鎖の根絶

2. 学校組織体制の再構築
3. すべての児童生徒の学力の向上
4. 児童生徒・青少年の居場所づくり
5. 子育て支援と外出促進

#### 1. 貧困の連鎖の根絶

貧困家庭で育つ子ども達が自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、教育委員会や学校等が各種機関と連携し、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子どもたちの状況を把握し、常に高いレベルで自信と能力、気概をもてるよう、サポートし続ける。

(2018年の取り組み)

5項目ある大綱の  
トップに位置付け

支援の必要な貧困家庭の子どもを早期に発見し、関係機関による支援につなげるため、子ども成長見守りシステム（データベース）のデータや教育・福祉等の関係機関からの情報をもとに、必要な場合に学校等に子ども成長見守り室が指示を出し、支援方策についてコントロールしていく。

経済的困窮を背景に持つ子どもへの学習支援施策を強化するため、放課後の学びの場を提供するとともに、子ども成長見守りシステムにより客観的な検証を行う。

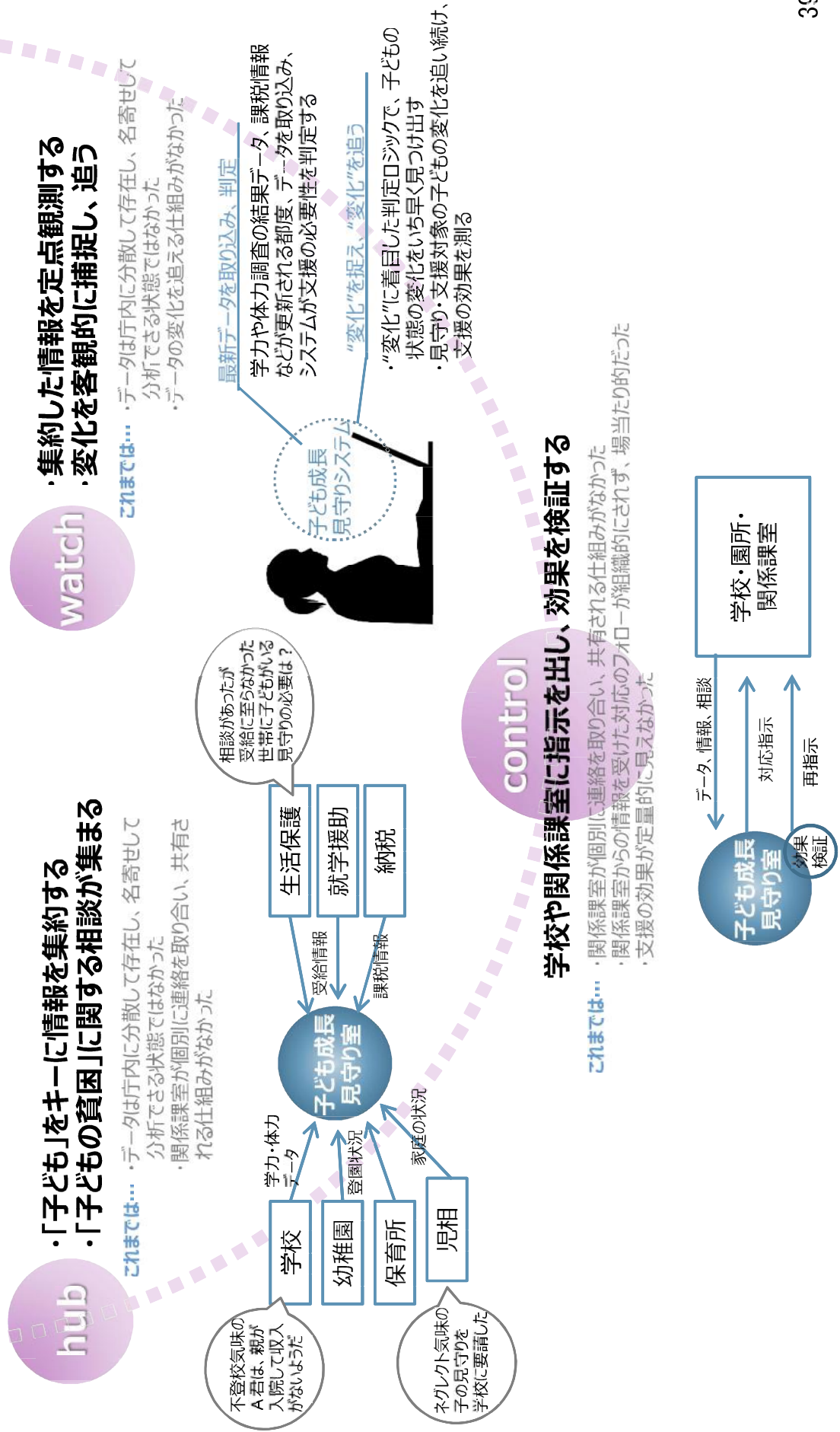
子どもたちの状況変化を的確につかむモニタリングを実施し、子ども個々への支援の有用性を検証する。



### 3

## 「子ども成長見守り室」の創設

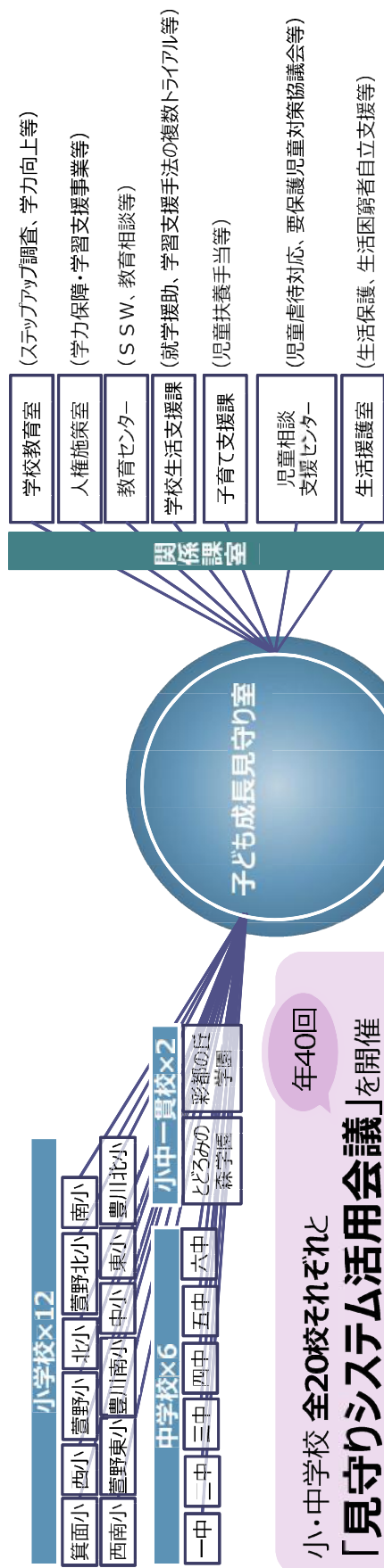
平成28年度の機構改革に合わせて、教育委員会の子育て担当部門に新たに「子ども成長見守り室」を置きました。「子ども」をキーに市役所内に分散している情報を集約するハブとして機能するとともに、それらの情報を自ら定観測し、支援の必要な子を見つけ、あるいは支援している子の変化を大人になるまで追いつけ、随時、必要な指示を出すコントロールタワーです。





# 子ども成長見守り室のハブ機能

子ども成長見守り室を置いたことにより、これまでになかった新たな情報共有の場ができるとともに、“場”以外でも情報のやり取りの頻度が上がり、情報の共有と対応の連携が進んでいます。



小・中学校 全20校それぞれと  
**「見守りシステム活用会議」**を開催  
 (年2回×20校)  
 年40回

- ・システムの判定結果を相互確認
- ・重点支援の子どもの支援実施状況の確認
- ・新規対象の子どもの状況確認、支援方針の確認

学校からの連絡で  
**気になる子どもの  
 情報・支援状況の共有、対応**  
 (約30回/年)

- ・ひとり親家庭の親の死亡、離婚前後の家庭状況、保護者の精神状態の不安定など、家庭環境に変化のあった子どもとの情報を共有し支援を検討
- ・万引きなどの事案に対し、環境因子の確認
- ・これらの情報をケース会議で関係課室と共有

関係課室が集まって  
**「見守りシステム活用会議」**を開催  
 (約10回/年)

- ・支援・見守り対象の子どもの情報提供、対応の指示・確認
- ・支援中の子どもへの対応状況の共有

**見守りの依頼や  
 支援へのつなぎ**  
 (約15回/年)

**外部の関係機関**

市社会福祉協議会
民生委員・児童委員
子ども家庭センター
NPO法人

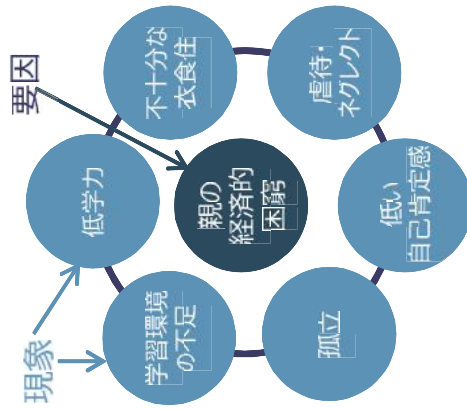
- ・民生委員・児童委員には、担当地区の見守り対象児童生徒の名簿も提供



# 4 「子ども成長見守りシステム」の構築

これまでの箕面市では、子どもの情報も、子どもの家庭に関する情報も、各学校や行政の様々な部署に散在していました。子どもたち一人ひとりを大人になるまで見守り続けるためには、散在する情報を集約し、子ども個人に結びつけ、その情報を過去分から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要でした。

情報には、①親の経済的困窮を推定できる情報  
②経済的困窮を要因として発生している現象の2種類があります

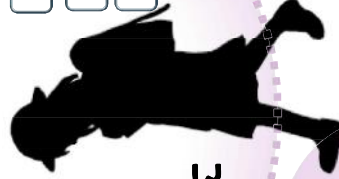


■ 子どもの状況は見えるが根本にある貧困が見えない情報

現象
学力・体力調査結果
生活状況調査結果
日常の行動・衣服などの状況
学校健診・乳幼児健診の結果
虐待に関する通報・対応状況

■ 家庭の困窮は推定できるが子どもの状況が見えない情報

要因
生活保護の受給状況
児童扶養手当の受給状況
保育料算定時の所得状況
給食費の滞納状況
就学援助の受給状況



子ども個人をキーに名寄せすると...



A君のデータ

学年	学力調査	生活状況調査	学校健診	虐待通報	担任観察	生活保護	就学援助
小1	+5	±0	異常なし	なし	問題なし	非該当	受給
小2	+2	△5	異常なし	あり・経過観察	要観察	非該当	受給
小3	△8	△10	発育遅れ	あり・対応	問題あり	受給	受給
小4	△9	△8	発育遅れ	なし・経過観察	問題あり	受給	受給



### 個人カルテ

個人番号	世帯番号	氏名	ふりがな	性別	生年月日	住所
00000000000000000000	0000000000	田中 七海	たなか ななみ	女	0000年00月00日	東京都千代田区千代田00-00-0000
年度年齢	習得日	保育施設/幼稚園	小学校/中学校	高校/入学/就職	暫定出席のみ	全体
00歳			ももも幼稚園 公立第一中学校			

予定到着	経費等	施設利用状況	新規追加							
到着日	対応	対応期間	コメント	予定	生活保護	児童扶養	就学援助	奨学金	給付金	SSW相談
2018年11月2日	第1年保育	子ども成長見守り室	ケース会議 第一中学校、子育てセンター、SSW、児童相談支援センター、おとすくーる、生活困窮相談窓口(社会福祉協議会)が参加。 情報共有と連携に向けてのアセスメントを実施。 本人(ロビーで待つ。)祖母が同行。 生活困窮相談窓口に学校教育課の指導主事と同行。 生活困窮に必要必要な費用の申請をする。 連携に関しては第一中学校とポイントをしばって相談することをすすめた。 祖母より電話あり。 生活がかなり厳しい。おこが相談はないが、祖母様の方に聞いても返答が難しい。 →生活困窮相談窓口につなぐことにする。							
2018年10月26日	第一小学校	子ども成長見守り室	祖母より電話あり。 生活がかなり厳しい。おこが相談はないが、祖母様の方に聞いても返答が難しい。 →生活困窮相談窓口につなぐことにする。							
2018年9月20日	第一小学校	社会福祉協議会	祖母より電話あり。 生活がかなり厳しい。おこが相談はないが、祖母様の方に聞いても返答が難しい。 →生活困窮相談窓口につなぐことにする。							
2018年9月10日	第一小学校	子ども成長見守り室	祖母より電話あり。 生活がかなり厳しい。おこが相談はないが、祖母様の方に聞いても返答が難しい。 →生活困窮相談窓口につなぐことにする。							
2018年9月4日	第一小学校	子ども成長見守り室	祖母より電話あり。 生活がかなり厳しい。おこが相談はないが、祖母様の方に聞いても返答が難しい。 →生活困窮相談窓口につなぐことにする。							
2018年9月4日	第一小学校	青少年相談センター	10月25日に学校の連絡が決定した。 (→中、子育てセンターにも伝えることの了解を得た。)							
2018年6月20日	第一小学校	子ども成長見守り室	祖母より電話。 夏休みを前に本人が学校に行く気がない。私も疲れた。学校に行っても別室で遊んでいるといっている。 SSWにその話をし、夏休みに向けて、課題解決書を学校とたててもらおうように依頼。							
2018年6月6日	第一小学校	子ども成長見守り室	祖母より電話あり。目下、おこが通うことにする。 本人はこの2日学校に行けた。今日は外に出ている。明日はテストなので学校に行くと言っている。							

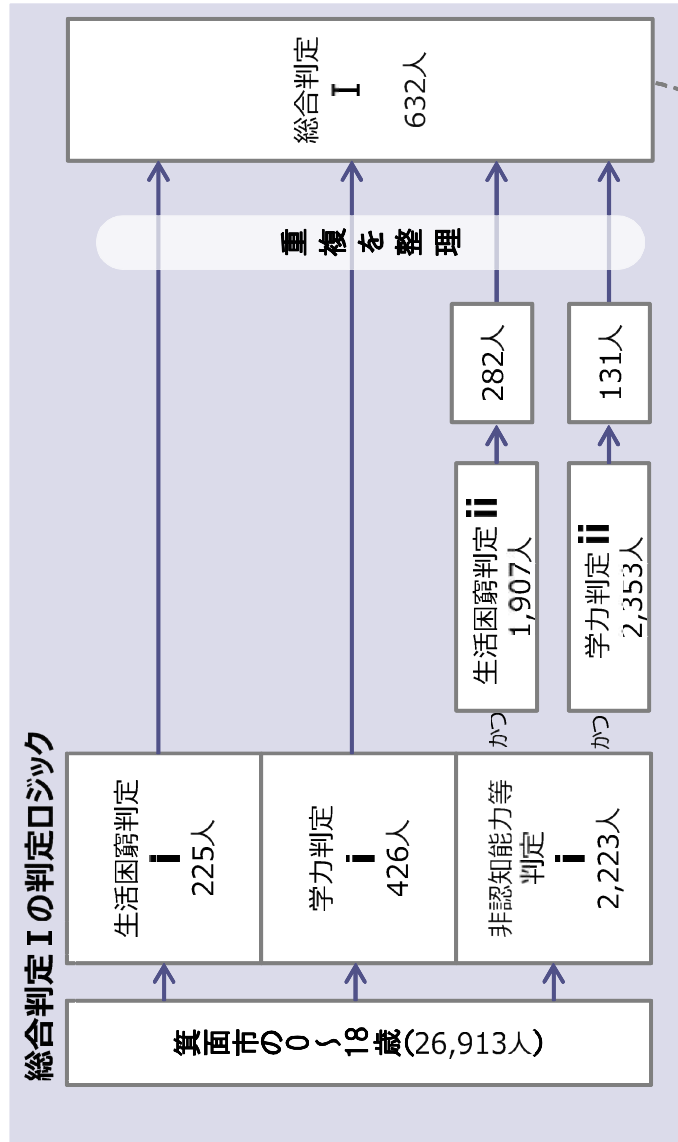




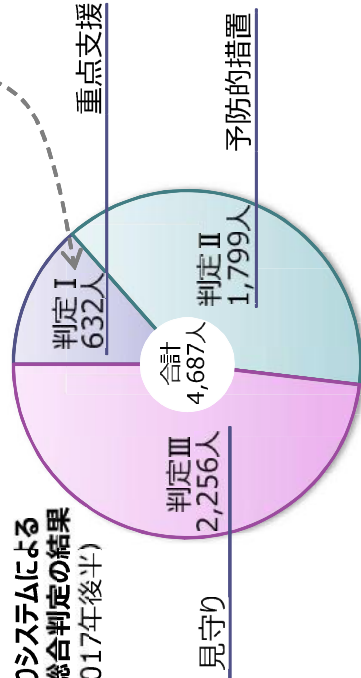
# 子ども成長見守りシステムによる判定

子ども成長見守りシステムでは、「生活困窮判定」「学力判定」「非認知能力等判定」の3つの要素で判定した上で、それら3つの要素を掛け合わせて、「子どもの状態の総合判定」を行います。判定は、定例で年2回行うとともに、必要に応じて随時、個別に判定を行う場合もあります。（例：重大な虐待事案を受けて全員のリスク度を見直す場合など）

判定項目	判定
生活困窮判定	i ~ iii
経済的困窮	
生活保護世帯	
ひとり親家庭	
就学援助受給状況	
子ども医療非課税階層	
養育カリスク	
要保護児童（虐待相談）	
要保護児童（保健指導相談）	
学力判定	i ~ iii
学力偏差値（絶対値）	
学力偏差値（変化値）*	
非認知能力等判定	i ~ iii
意欲	
自制心	
やり抜く力	
社会性	
自律性	
健康状態	
健康・体力	
体力総合偏差値	
家族とのつながり	
先生とのつながり	
友人とのつながり	
基礎的信頼	
不登校状況（欠席数）	
高校中退状況	

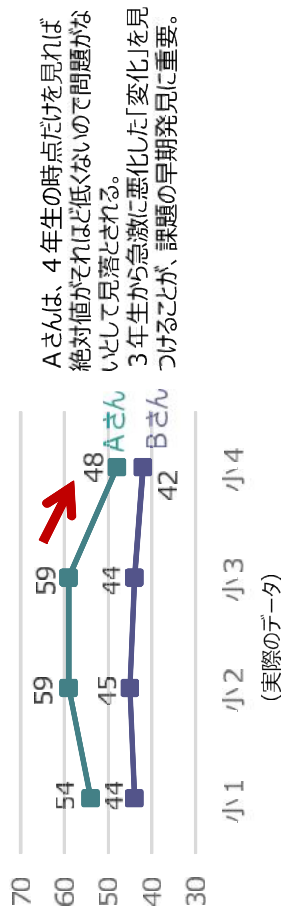


子ども成長見守りシステムによる  
子どもの状態の総合判定の結果  
【0~18歳】（2017年後半）



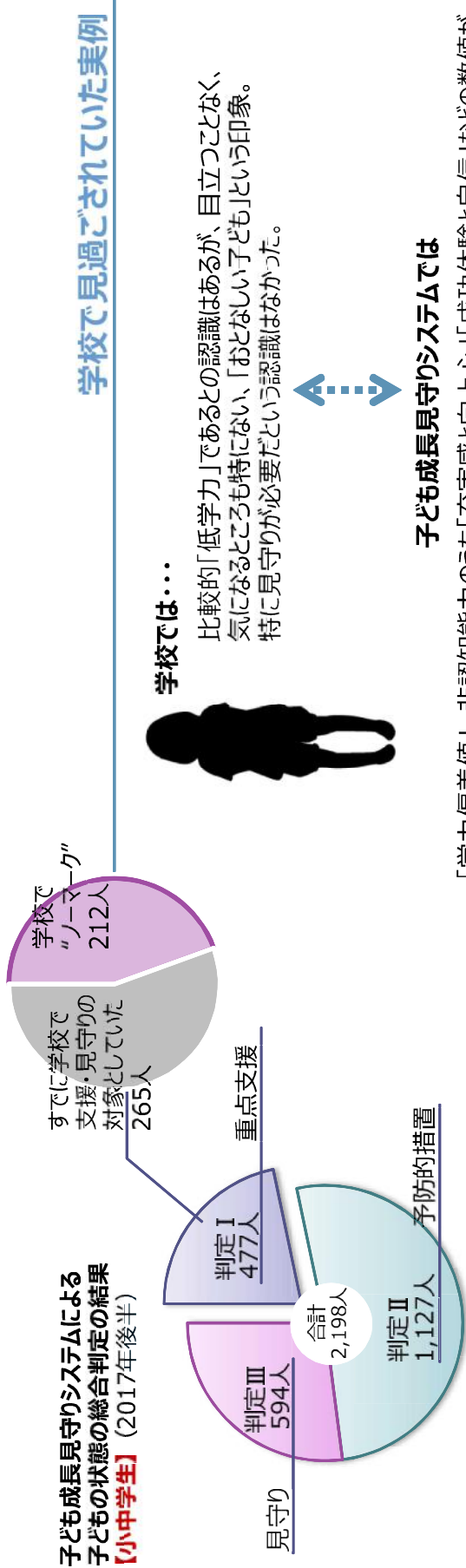
（箕面市の0~18歳人口：26,913人）

\* 学力偏差値（変化値）を見る意味



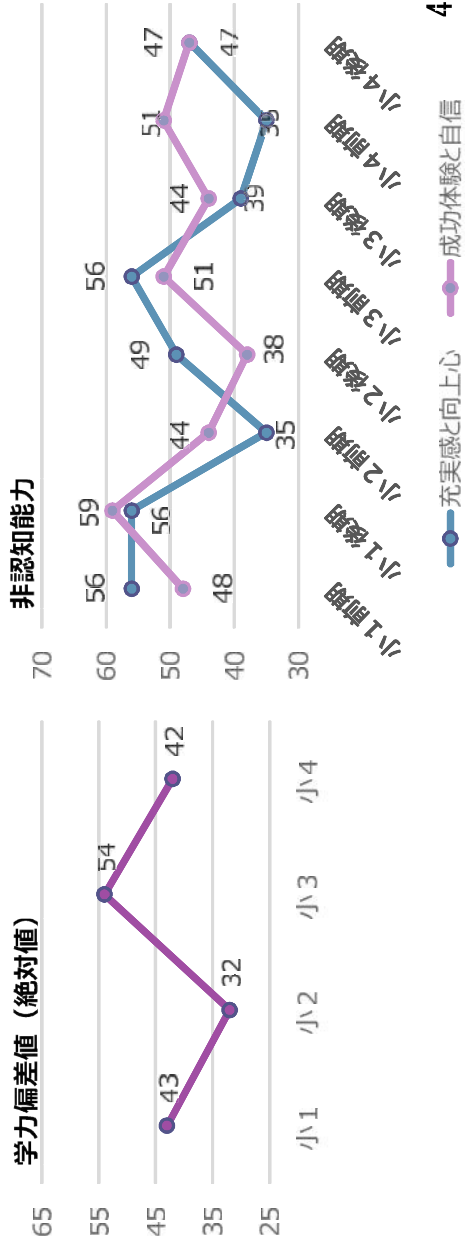
# 判定結果と実際

2017年後半の判定では、0～18歳の子どものうち、4,687人が見守り・支援の対象としてリストアップされ、そのうち小中学生は2,198人でした。小中学生の「判定Ⅰ（重点支援）」は477人で、このうち212人（44%）は、学校などで見守りなどの対象として認識されおらず、いわば“ノーマーク”の状態でした。



## 子ども成長見守りシステムでは

「学力偏差値」、非認知能力のうち「充実感と向上心」「成功体験と自信」などの数値が乱高下しており、実は、学力や気持ち不安定な状態であることがわかった。



子ども成長見守り室を置いたことにより、これまでなら出来なかった例や、現場での“小さな気づき”の情報が入ったり、これまで見過ごされていた支援が必要なものもシステムで客観的に見つけることができたケースの一例です。

## 乳幼児の情報を組織的に引継ぐ

(これまで)  
子どもの発達の問題が保育所・幼稚園・早期療育などから学校に個別に引き継がれる

子ども成長見守りシステムで保有する乳幼児健診や母子保健事業の記録、成育歴の中での養育カリスクを学校に資料提供できるようにになった。

## 支援の抜け・漏れを見つける

(これまで)  
就学援助の受給資格があるにもかかわらず受給していない世帯があることは認識しつつ、なんらかの対応につなげなかった

子ども成長見守りシステムで、就学援助が受けられる経済状況にありながら受給していない世帯をエック。

「公的手続きが苦手で申請でさていなかった」世帯を見つけ出し、子ども成長見守り室で申請を支援した。(昨年2件)

※当該世帯は、他の公的手続きにも支援が必要だった。

【参考】就学援助の利用率 72.4%

※児童扶養手当受給もしくは非課税階層に属する児童生徒(重複除)のうち、就学援助を受給している児童生徒の割合で算定。

※実際の就学援助の認定基準は、児童扶養手当受給資格や市民税の非課税判定とイコールではないので、上記数値は概算である。

## 学校の“気づき”に客観的データで応える

### ケース

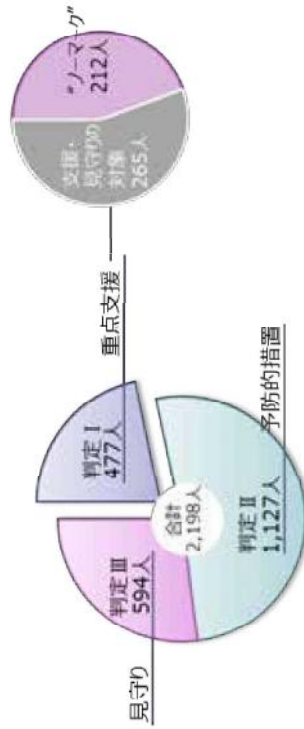
中学校から子ども成長見守り室に、不登校傾向の1年生、父子家庭の子どもについて相談あり。父親が入院し、生活に困窮しているもよう、生活相談につなごうとの主訴。

子ども成長見守りシステムで当該生徒を見たところ、過去3年間「重点支援」の状態であった。  
小学校での支援の記録がなかったため、出身小学校に問い合わせたところ、特に見守り等の対象とは認識しておらず、登校状況は良好で、特に目立つこともなかったとのこと。

当該生徒の家庭については、生活困窮相談窓口につなぎ、生活保護受給に至った。中学校には、過去の当該生徒のデータを提供し、学校での見守り・支援を指示した。

## 学校で“ノーマーク”の子どもを見つける

子ども成長見守りシステムでの、子どもの状態の総合判定によって「重点支援」の対象と判定された児童生徒のリストを学校に提供して支援状況を確認したところ、そのうちの44%の子どもが「見守りの対象でなかった」ことが判明した。



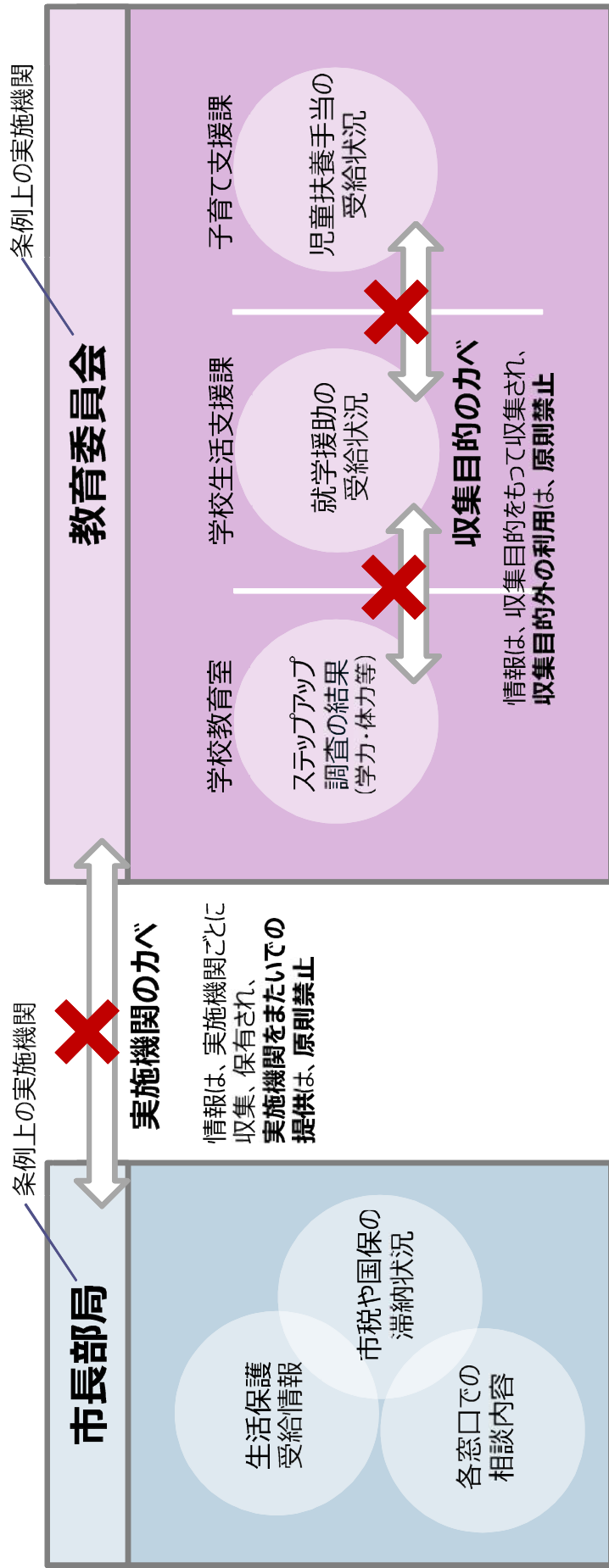
【前提】組織をあげて課題に対応していくために

## 個人情報保護条例への対応

かつての箕面市では、市役所の中に個人に関する情報が分散して存在しており、市長部局と教育委員会の間で、あるいは、同じ教育委員会内でも課室をまたがるだけで、それらの情報は厳重に秘匿され、利用されない状態でした。そこには、個人情報保護条例による「実施機関のカベ」と、「収集目的のカベ」の2つのカベがあったからです。

【参考】

子ども成長見守りシステム構築の現状



### 平成27年当時の箕面市個人情報保護条例の規定

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合
- 二 **本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 三 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 四 …… (以下略)

箕面市の個人情報保護条例には外部提供及び収集目的外利用の除外規定があったが、「**明らかに本人の利益になる**」かどうかの判断は難しく、**また、個人情報保護制度への過剰な反応もあり、**条例10条2号に該当するとして情報を提供する判断は実務上、されていなかった



# 個人情報保護条例の改正

【参考】  
子ども成長見守りシステム構築の環境

そこで箕面市では、「人の心身、生活の保護または支援を目的とした個人情報収集目的の外利用や外部提供」について、条例に基づき適切な情報連携ができるよう、平成27年度に箕面市個人情報保護制度運営審査会に諮問して、条例の解釈か条例改正かのいずれかが適切が議論いただき、その結果、条例を改正しました。

## 箕面市個人情報保護制度 運営審査会の意見

- ・「人の心身、生活の保護または支援の目的」は、「明らかに本人の利益」であることは間違いないと思われる。（＝**条例改正せず解釈での運用も可能**）
- ・でも、**具体例があったほうが現場は運用しやすいため、条例改正による方が適切**
- ・目的外利用・外部提供が認められる場合のうち、**対象者及び「明らかに本人の利益になる場合」を明示して、運用しやすいもの**

### 改正前

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的の外的目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意がある場合
- 二 **本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 三 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 四 …… (以下略)

### 改正後

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的の外的目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意がある場合
- 二 **市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合**
- 三 **前号に掲げるもののほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 四 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 五 …… (以下略)

審査会に諮問の上、規則で類型を定めている。

Ex. 生活困窮者、虐待を受けている高齢者・障害者、ひとり親家庭、いじめを受けていると思われる児童生徒 等 (全16類型)

(前提) 子どもたちの状況をできる限り把握し続けるために

# 「算面市ステップアップ調査」による学力等の悉皆調査

【参考】  
子ども成長見守りシステム構築の環境

算面市では、平成24年度から、小学1年生～中学3年生まで**全9学年**で、**毎年**、子どもたち一人ひとりの状況を、全方面(学力・体力・生活)について調査・把握しています。

この調査があるからこそ、支援の効果を「学力」や「生活状況」の定量的な「変化」で客観的に測ることが可能になります。

ステップアップ調査の実施学年と調査項目

	1年生 (小1)	2年生 (小2)	3年生 (小3)	4年生 (小4)	5年生 (小5)	6年生 (小6)	7年生 (中1)	8年生 (中2)	9年生 (中3)
全国学力学習状況調査						3教科			3教科
学力調査	2教科	2教科	4教科	4教科	5教科	5教科	5教科	5教科	
英語能力判定テスト									
体力調査 (●は全国調査に追加)	3種目	3種目	3種目	5種目	8種目	8種目	8種目	8種目	8種目
生活状況調査									

● 市の独自調査

調査項目

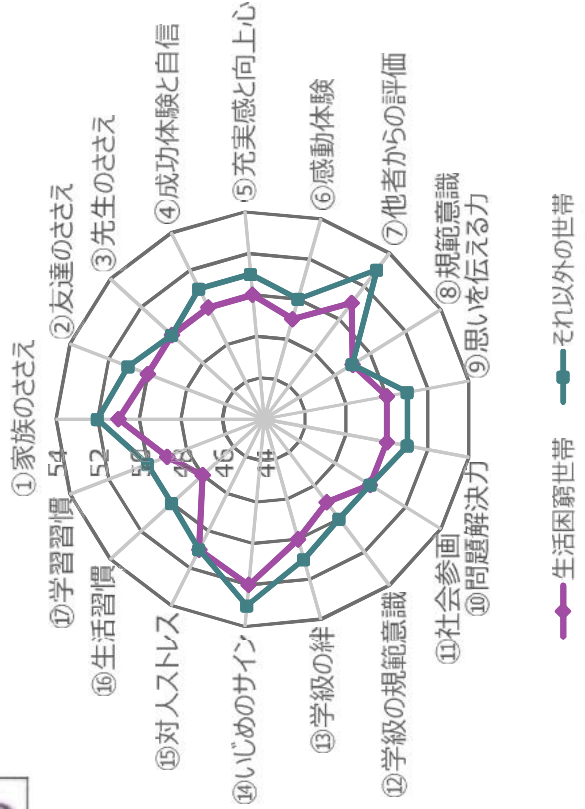
- ① 家族のささえ
- ② 友達のささえ
- ③ 先生のささえ
- ④ 成功体験と自信
- ⑤ 充実感と向上心
- ⑥ 感動体験
- ⑦ 他者からの評価
- ⑧ 規範意識
- ⑨ 思いを伝える力
- ⑩ 問題解決力

(分析の一例)

生活状況調査の肯定率を  
生活困窮世帯の子どもと  
それ以外の世帯の子どもで  
比較

- ・朝食を食べているか
- ・朝は自分で起されるか
- ・学校に持っていくものを前日に確かめているか
- ・毎日同じくらいの時刻に寝ているか
- ・一日の遊ぶ時間を決めているか
- ・帰宅後に友だちと遊ぶことがあるか
- (その時は外で遊ぶか家で遊ぶか)

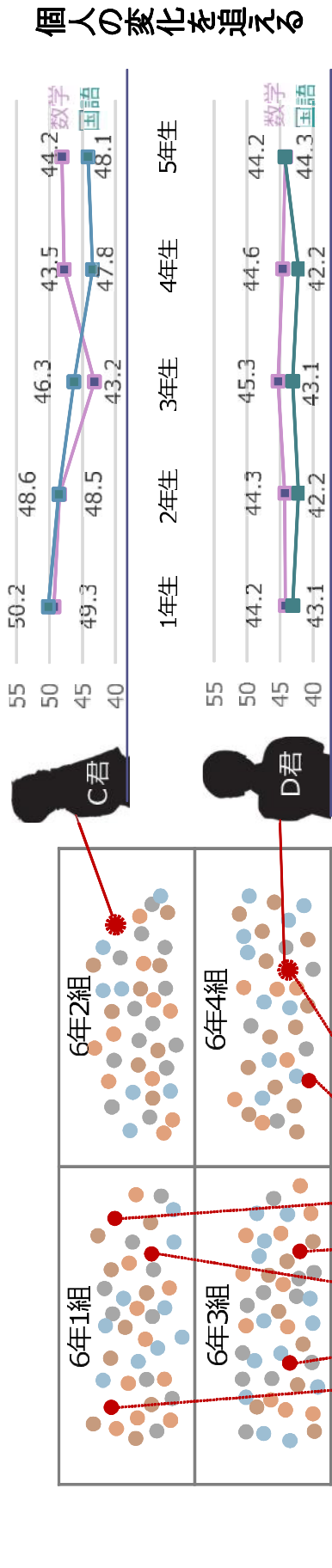
## 生活状況調査肯定率の偏差値平均



# ステップアップ調査の結果から「支援の効果」を見るしくみ

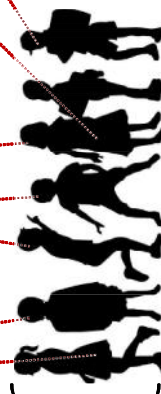
【参考】  
子ども成長見守りシステム構築の環境

ステップアップ調査は、集団として（クラス単位など）ではなく、子ども 1 人ひとりの状況を見ていますので、見守りや支援を受けている子ども個人の状態や変化を見ることが出来ます。  
また、学習支援事業の対象児童を集団として捉えて変化を追うこともできますので、事業自体の効果が上がっているかどうかを見ることも可能です。



個人の変化を追える

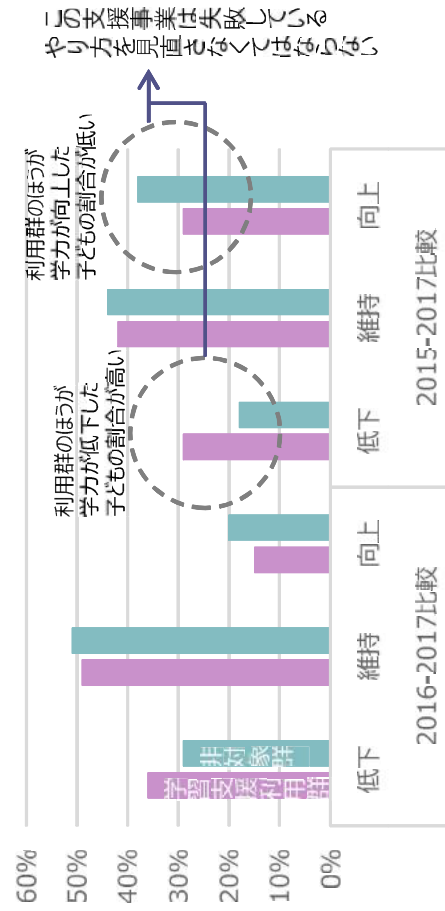
学習支援事業を利用している児童だけを抽出



	2016-2017比較 (1年間の比較)			2015-2017比較 (2年間の比較)		
	低下	維持	向上	低下	維持	向上
学習支援 利用群	36%	49%	15%	29%	42%	29%
非対象群	29%	51%	20%	18%	44%	38%

※学力の変化  
 低下・・・学力偏差値の変化が△3より下がった  
 維持・・・学力偏差値の変化値が△3～+3未満  
 向上・・・学力偏差値の変化値が+3以上上がった

## 支援事業の効果を検証できる



この支援事業は失敗している  
やり方を見直さなくてはならない

■ 学習支援利用群 ■ 非対象群



## 箕面市における学習支援事業

箕面市では、前述のシステム判定結果などを活用し、子ども成長見守り室が中心となって、下記のような具体的な支援を進めています。また、それぞれの支援の有効性についても、随時同室が検証し、個別支援手法の見直し（子どもによって合う・合わないがある）や、施策そのもの見直し（より有効な手法の模索）を進めています。

### 放課後の学習支援

【対象者】・生活困窮家庭の子ども

- ・ひとり親家庭の子ども
- ・不登校または不登校傾向の子ども
- ・子ども成長見守りシステム判定で支援が必要と判定された子ども 等

### 学生サポーターによる寄り添い型の学習支援 2015年度～

- ・保護者や学校の求めに応じ、学生サポーターを派遣して学習支援等を行う
- ・対象者には、不登校の子どもや病欠等による長期欠席者も含む

【事業費】 16,366千円（国5,241千円：大阪府：4,411千円：市6,714千円）

【実績】 利用者127人・延べ3,796回（2017年度）

### 自学自習の場での学習支援 2019年度新規事業（トライアル）

- ・放課後に学校で、宿題を中心とした自学自習の場（スタディールーム）を提供し、複数手法の学習支援をトライアルする
  - タブレット学習（6種類 ※1校1種）
  - 指導員の配置（1校）
  - 塾講師の配置（1校）
- ・生活困窮世帯等でなくても希望すれば参加が可能

【事業費】 11,583千円（国5,222千円：市6,361千円）

### 学習塾代を助成 2019年度新規事業（トライアル）

- ・学習塾代として、上限2万円/月のバウチャーを発行する
- ・対象者は、小学3年生の子どもを持つ生活保護受給世帯と児童扶養手当受給世帯

【事業費】 9,017千円（大阪府6,520千円：市2,497千円）

### 放課後の居場所づくり

#### 子どもの家（民間の学童保育） 2017年度～

- ・家でも学校でもない「第三の居場所」として日本財団が創設、NPO法人が運営
- ・生活習慣を身につけられるような活動を通じて、自己肯定感や学びの意欲を養うなどの総合的な支援を行う

【事業費】 創設後3年間は日本財団が運営（以後は市）

【対象者】 地域の生活困窮家庭の子ども（小学1～3年生）

【実績】 11家庭17名（2019年3月現在）



多岐にわたる住民の基礎情報を保有し、子育て支援や義務教育の現場を抱え、地道な取り組みを組織的に継続することが得意な行政組織、市町村にしかできない強い強みを活かして、子どもたちがハンディを打ち破る強さを身につけられるよう、大人になるまで支え続けていきます。

